

事業番号	A-1			
事務事業名称	高校女子サッカー大会(めぬまカップ)事業			
担当課	総合政策部 スポーツ振興課			
設置(実施)根拠等	(法律) 特になし (条例)			
1 事業概要				
事業開始(いつから)				
平成6年度に旧妻沼町を会場地として大会が創設され、平成8年度第3回大会より同町が主催となる。合併後、熊谷市が事業を引き継ぎ平成22年度で第17回目の大会を迎えた。				
目的(何のために)				
全国規模のスポーツイベントを開催することにより、スポーツによる地域の活性化を図る。歴史の浅い高校女子サッカーを支援することにより、本市を全国にPRする機会とする。				
対象(誰に)				
全市民				
手段・手法(どのように何を提供するか)				
高校女子サッカー競技の観戦機会の提供。 ホームステイ事業等による、全国から集まる選手と市民との交流。				
実施形態※該当選択し○印	(A) 直営	B. 業務委託	C. 国・県補助事業	D. その他()
委託内容と実施主体	実施主体:熊谷市高校女子サッカー大会「めぬまカップ」実行委員会			
2	コスト(千円)	平成21年度(決算)	平成22年度(決算)	平成23年度(予算)
支出	事業費	4,000	1,000	4,000
	人件費	9,632	7,877	8,104
	総額	13,632	8,877	12,104
収入	国・県支出金	0	0	0
	市債	0	0	0
	その他特定財源	0	0	0
	一般財源	13,632	8,877	12,104
3	成果	項目	平成21年度	平成22年度
	指標①	参加校数・参加人数	48校・1008人	0校・0人
	指標②			
	指標③			
4 現在の実施内容				
<ul style="list-style-type: none"> ・全国大会上位チームを含む48チーム(選手約1100人)による、高校女子サッカー大会を実施している。 ・競技方式は、予選リーグ及びトーナメント戦(敗者戦あり)全192試合により全順位を決定する。 ・期間中、ホームステイ事業を実施し選手と市民の交流を図っている。 ・実施主体は実行委員会であるが、事務局の市職員が大会運営、宿泊の手配、会場設営等の業務を行っている。 				
5 今後の課題				
<ul style="list-style-type: none"> ・実施会場が妻沼地区内のグラウンド(2施設)であり、市域への波及効果が限定的である。 ・実行委員会が主体であるが、実務を市職員が実施している。 ・本事業の所管が教育委員会から市長部局に移管されたことから、地域振興等の部署と連携をとり、経済効果への波及を含めスポーツイベントによる地域の活性化に繋げたい。 ・熊谷スポーツ文化公園への会場変更を具現化したい。 				
6 比較資料(他市の状況・類似事業等)				
【本市】全国高等学校選抜ラグビーフットボール大会				
<ul style="list-style-type: none"> ・地区予選を勝ち抜き選抜された32チームによる、日本ラグビーフットボール協会の主催大会である。 ・競技方法は、予選リーグ及び決勝トーナメント戦全55試合により優勝チームを決定する。 ・実施主体は競技団体であり、市は大会のPRや観戦者の対応を主な事務としている。 				
審議のポイント	<p>「選抜ラグビー」が地区予選のあるチャンピオンシップの大会であるのに対し、「めぬまカップ」は春休みの合宿的意味合いが強い。公式戦と招待大会という大きな違いがあるが、市からの両大会への補助金が同額でもある。</p> <p>・それぞれの大会の実施効果、実施方法から、市の事業としての整合性や大会の方向性、大会のあるべき姿について</p>			

7 事業の経過、これまでの改善点

- ・平成6年度本庄第一高校女子サッカー部父母会主催により、旧妻沼町を会場地として大会が創設される。
- ・平成8年度第3回大会から旧妻沼町が主催となる。
- ・平成10年度第5回大会から埼玉県の後援を受ける。
- ・平成11年度第6回大会から現行の48チーム参加の競技方式となる。併せてホームステイ事業を開始する。利根川河川敷に芝生4面のサッカー場を新設する。
- ・平成14年度第9回大会から2カ年toto助成事業となる。
- ・平成16年度第11回大会から(財)日本サッカー協会、(財)埼玉県サッカー協会が共催となる。併せて、(財)日本サッカー協会の支援事業に認定され補助金を受ける。
- ・平成18年度第13回大会から合併に伴い現在の大会名称に変更となる。
- ・平成22年度第17回大会を迎えたが東日本大震災の影響により中止とする。
- ・本事業の実績により、平成15年度に第12回全日本高等学校女子サッカー選手権大会の予選リーグを、平成16年度には彩の国まごころ国体デモンストレーションとしてのスポーツ行事「高校女子サッカー」を開催した。

8 参考資料

資料① 平成21年度第16回熊谷市高校女子サッカー大会「めぬまカップ“2010”」大会プログラム

○今後の検討の方向性

外部評価実施班及び実施日

A 班 平成 23 年 8 月 8 日(月)

事業番号	A-2		
事務事業名称	熊谷市民公益活動促進事業はじめの一步助成金		
担当課	市民部 市民活動推進課		
設置(実施)根拠等	熊谷市民公益活動促進事業はじめの一步助成金交付要綱		
1 事業概要			
事業開始(いつから) 平成18年4月1日			
目的(何のために) 市民活動を育成・支援し、市民活動を支援する仕組みをつくる			
対象(誰に) これから市民公益活動を行おうとする市民活動団体及びすでに行っている市民公益活動を拡大しようとする市民活動団体			
手段・手法(どのように何を提供するか) これから市民公益活動を行おうとする市民活動団体に対し、対象経費の4分の3以内かつ10万円以内の範囲で助成金(スタート助成金、1団体1回のみ)を支給する。また、すでに行っている市民公益活動を拡大しようとする市民活動団体に対し、対象経費の4分の3以内かつ30万円以内の範囲で助成金(チャレンジ助成金、1事業1回のみ)を支給する。			
実施形態※該当選択し○印	A. 直営	B. 業務委託	C. 国・県補助事業
			<input checked="" type="radio"/> D. その他(市単独補助)
委託内容と実施主体			
2	コスト(千円)	平成21年度(決算)	平成22年度(決算)
支出	事業費	1,419	1,747
	人件費	442	737
	総額	1,861	2,484
収入	国・県支出金	0	0
	市債	0	0
	その他特定財源	0	0
	一般財源	1,861	2,484
3	成果	項目	平成21年度
	指標①	はじめの一步助成金交付申請団体数	7
	指標②		
	指標③		
4 現在の実施内容			
助成金交付団体数及び交付金額			
(平成21年度) スタート助成金 2団体 180,000円 チャレンジ助成金 5団体 1,239,000円 合計 7団体 1,419,000円			
(平成22年度) スタート助成金 1団体 90,000円 チャレンジ助成金 9団体 1,657,000円 合計 10団体 1,747,000円			
5 今後の課題			
①申請書類について、書類作成に不慣れな市民活動団体が多いため容易に作成できるよう配慮しているが、書類作成能力アップにつながる対応策。②実績報告について、書類による報告のみであるため、報告会等実績を報告する機会を設けるべきかどうかの検討。③チャレンジ助成金について、市民活動団体の自立を妨げないよう、助成回数に制限を設けるべきかどうかの検討。			
6 比較資料(他市の状況・類似事業等)			
大和市(神奈川県、人口約23万人) 市民活動推進補助金(めばえ:活動を始める団体に対し経費の範囲内かつ5万円以内の範囲で助成。はぐくみ:活動を発展させる団体に対し経費の2分の1以内かつ20万円以内の範囲で助成。1事業1回のみ)。書類及び報告会により実績報告。			
(平成21年度) めばえ 3団体 150,000円 はぐくみ 2団体 400,000円 合計 5団体 550,000円			
(平成22年度) めばえ 3団体 150,000円 はぐくみ 3団体 490,000円 合計 6団体 640,000円			
伊丹市(兵庫県、人口約20万人) 市民活動スタート応援事業助成金(活動を始める団体又は活動開始3年未満の団体に対し経費の範囲内かつ5万円以内の範囲で助成。)。市民活動タイアップ事業助成金(他の団体と連携して活動をする団体に対し経費の範囲内かつ30万円以内の範囲で助成。1事業3回まで)。書類及び報告会により実績報告。			
(平成21年度) スタート応援事業 2団体 100,000円 タイアップ事業 1団体 252,000円 合計 3団体 352,000円			
(平成22年度) スタート応援事業 1団体 50,000円 タイアップ事業 1団体 300,000円 合計 2団体 350,000円			
審議のポイント	<ul style="list-style-type: none"> ・市の役割について ・対象選定の公正さ ・事業費の妥当性 		

7 事業の経過、これまでの改善点

合併に伴う新熊谷市の初代市長就任時(平成17年11月6日)、市長の政策提言のひとつ「すべての人が協働して参画する社会を創ります。」の中で、「NPO法人、地域ボランティアの倍増」が提言された。これを受け、市民協働参画社会が展望される中、協働の相手である市内の市民活動団体の設立・増加を図り、市民公益活動を継続的に発展させるための支援策として、平成18年4月1日、本事業を開始した。

審査について、平成18年度と19年度は、市長以下経営戦略会議出席者(部長級職員)が書類審査により行なったが、平成20年度から、書類審査では伝わらない申請団体の生の声を聞くため、公開プレゼンテーション(プレゼンテーション5分、質疑応答5分)を導入した。更に、平成23年度から、より現場に近い責任者である課長級職員による審査が適当との理由から、「熊谷市市民活動推進庁内会議設置要綱」を改正し、市民活動推進庁内会議(市民部長を委員長として関係課長で組織)による審査事項とした。

8 参考資料

資料① 熊谷市民公益活動促進事業はじめの一步助成金(平成23年度)申し込みの手引き

○今後の検討の方向性

外部評価実施班及び実施日

A 班 平成 23 年 8 月 8 日(月)

事業番号		A-3		
事務事業名称		防犯拠点事業		
担当課		市民部 安心安全課		
設置(実施)根拠等		(法律) (条例) 熊谷市防犯のまちづくり推進条例		
1 事業概要				
事業開始(いつから) 平成18年度				
目的(何のために) 犯罪の起こらない環境を整備する 防犯意識の高揚を図る				
対象(誰に) 全市民				
手段・手法(どのように何を提供するか) 青色回転灯防犯パトロール車を使用しての市内巡視。安心館の運営。 防犯教室・講座を開催し、防犯意識の高揚を図る、地域防犯活動の充実に支援する。				
実施形態※該当選択し○印				
<input checked="" type="radio"/> A. 直営 <input type="radio"/> B. 業務委託 <input type="radio"/> C. 国・県補助事業 <input type="radio"/> D. その他()				
委託内容と実施主体				
2 コスト(千円)		平成21年度(決算)	平成22年度(決算)	平成23年度(予算)
支出	事業費	5,729	5,729	5,736
	人件費	14,007	14,010	14,010
	総額	19,736	19,739	19,746
収入	国・県支出金	4,000	4,000	4,000
	市債	0	0	0
	その他特定財源	0	0	0
	一般財源	15,736	15,739	15,746
3 成果		項目	平成21年度	平成22年度
指標①		青色回転灯防犯パトロール実施回数	331	344
指標②		防犯教室・講座開催数	33	22
指標③				
4 現在の実施内容				
主に熊谷駅前防犯センター安心館の運営にかかる事業。安心館は警察官OBのパトロールアドバイザー3名と事務嘱託3名が1月1日から1月3日を除く毎日の10時から20時の間交代で勤務。防犯業務は、青色回転灯防犯パトロール車による巡視、熊谷駅周辺を徒歩でパトロール、館前の立哨、熊谷警察署との情報交換など。図書館業務は市立図書館所蔵の図書の受け取り、返却受付。その他、熊谷駅と籠原駅周辺に設置した防犯カメラの管理事務、熊谷市路上等の喫煙及び吸い殻の散乱の防止に関する条例による指導及び観光案内を実施。				
5 今後の課題				
埼玉県防犯のまちづくり推進事業補助金制度を利用し、警察官OB(職名パトロールアドバイザー)3名の人件費の内、毎年400万円を補助金として申請・交付を受けているが、本補助金制度は平成23年度をもって終了する。現在の開館形態から事務嘱託3名を加えた6名の雇用が必要である。 来年度以降、全額市費負担となるため、効果的な運営方法や今後の方針等についての検討が必要と考える。				
6 比較資料(他市の状況・類似事業等)				
県内に直営で「青パト巡回」、「館周辺の徒歩パトロール」、「図書館機能」など複合的な役割を備えた施設を運営する自治体はない。 類似例として、草加市のパトロールステーション運営は承知している。 民間の類似例は、自主防犯組織によるパトロール、ガーディアンエンジェルなど、パトロール団体はある。				
審議のポイント		防犯に対する本事業の効果はどの程度か、また事業の妥当性、代替性について効果的な運営(開館日や時間帯など)		

7 事業の経過、これまでの改善点

平成18年6月2日に「熊谷駅前防犯センター安心館」が開館。3名の警察官OB、3名の事務嘱託を雇用し運営を開始。
当初、防犯に関する業務は、青パトでの市内巡視、徒歩での熊谷駅周辺のパトロール、安心館前の立哨であった。
平成20年度から、警察官OBが講師になっての自主防犯組織を含む地域の団体を対象に防犯教室を開始。
平成21年度には同じく防犯パトロールへの同行、助言も実施するようになった。それと共に関係部署等に、地域の団体等に対する防犯教室等の開催の周知依頼をするほか、市報へも掲載した。以降、本周知は機会を捉え、その後も実施している。

8 参考資料

資料① 熊谷駅前防犯センター安心館開設チラシ
資料② 防犯講座のPRチラシ

○今後の検討の方向性

外部評価実施班及び実施日

A 班 平成 23 年 8 月 8 日(月)

事業番号		A-4		
事務事業名称		生活支援ハウス運営事業		
担当課		福祉部 長寿いきがい課		
設置(実施)根拠等		(法律) (条例)熊谷市高齢者生活福祉センター(生活支援ハウス)運営事業実施要綱		
1 事業概要				
事業開始(いつから)		平成13年7月1日		
目的(何のために)		住み慣れた地域の中で、安心して健康に暮らせるようにする。		
対象(誰に)		60歳以上の一人暮らしの方、夫婦のみの世帯に属する方及び家族による援助を受けることが困難なものであって、独立して生活するのに不安のある方		
手段・手法(どのように何を提供するか)		介護機能(在宅通所サービス)、居住機能及び地域とのつながりを保つ交流機能を総合的に提供する生活支援ハウスに対して、委託料を支払う。		
実施形態※該当選択し○印		A. 直営 <input checked="" type="radio"/> B. 業務委託 C. 国・県補助事業 D. その他()		
委託内容と実施主体		委託内容:生活支援ハウスの運営 委託金額:8,361,000円 委託業者名:社会福祉法人美土里会		
2 コスト(千円)		平成21年度(決算)	平成22年度(決算)	平成23年度(予算)
支出	事業費	13,197	8,361	8,361
	人件費	1,419	1,419	1,419
	総額	14,616	9,780	9,780
収入	国・県支出金	0	0	0
	市債	0	0	0
	その他特定財源	0	0	0
	一般財源	14,616	9,780	9,780
3 成果		項目	平成21年度	平成22年度
指標①		年度末利用者数	8	5
指標②				
指標③				
4 現在の実施内容				
生活に不安のある虚弱高齢者が安心して暮らせるよう介護機能・居住機能及び交流機能を総合的に提供した。 ※平成21年度 入所者1名 退所者3名(介護保険施設への入所のため) 平成22年度 入所者0名 退所者3名(介護保険施設への入所2名、死亡1名)				
5 今後の課題				
<ul style="list-style-type: none"> ・潜在的な利用希望者のために、事業の周知を図る。 ・入所施設の充実等、利用者を取り巻く環境の変化に伴う、新たなニーズに対応するための事業内容の見直し 				
6 比較資料(他市の状況・類似事業等)				
<p>・県内では川越市が同事業を実施している。医療法人に委託しており、施設はデイサービスセンターに加え、在宅介護支援センター、介護老人保健施設、医療機関を併設しているため、介護・医療の支援が充実している。平成15年の事業開始から、利用申込者数が常に利用定員(18名)を上回っている状況である。ケアハウスの入所対象者は、「60歳以上の自炊ができない程度の身体機能の低下が認められる方、または、高齢等のため、独立して生活するには不安が認められる方」であり、提供されるサービスも当該事業と類似している。当該事業の居住部門利用者負担額の設定は、国が定めるケアハウスの事務費の基準を準用しており、利用者の経済的な負担もケアハウスと大差はない。※ケアハウスについては、入所時一時金や居室の設定等によって利用者負担額に幅がある。</p>				
審議のポイント		<p>生活支援ハウスのあり方。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用希望者の減少や、同様のサービスが提供可能な施設が充実してきたという社会環境の変化を踏まえ、市が当該事業を継続実施していく必要性。 ・国庫補助廃止後、従前同等額の委託料の支出に関する費用対効果。 ・より多くの市民に利用していただけるような周知、利用対象や付帯サービス等事業内容の見直し。 		

7 事業の経過、これまでの改善点

平成12年度の介護保険制度創設により、介護保険の規定では老人ホームの入居継続ができなくなった方の受け皿として、国の在宅福祉事業費補助金もあり平成13年7月に事業開始。三位一体の改革に伴い、平成17年度に国庫補助廃止となり一般財源化。

利用者数については、平成20年度までは定員の14名に近い状況で推移してきたが、平成21年度から既存利用者の介護保険施設への入所等に伴い、減少傾向である。

また、軽費老人ホーム(ケアハウス)、有料老人ホーム、高齢者専用賃貸住宅等、要介護状態にない高齢者が入所可能な施設が充実してきたという背景もあり、新規利用の需要も減少し、平成23年3月31日現在の利用者数は5名となっている。

平成22年度より、市報やコミュニティビジョンでの事業案内や、施設紹介のチラシの掲示等事業の周知を図っているところである。

8 参考資料

資料① 熊谷市高齢者生活福祉センター(生活支援ハウス)運営事業実施要綱

○今後の検討の方向性

外部評価実施班及び実施日

A 班 平成 23 年 8 月 8 日(月)

事業番号		A-5		
事務事業名称		少年補導センター運営経費		
担当課		福祉部 こども課		
設置(実施)根拠等		(法律) (条例) 熊谷市少年補導センター条例、同施行規則		
1 事業概要				
事業開始(いつから)				
昭和53年4月				
目的(何のために)				
少年の健全な育成及び非行防止並びに少年対策の総合的な推進				
対象(誰に)				
不健全あるいは不道徳な行為をしており、放置すれば非行化の道をたどるおそれのある少年(少年法に基づく20歳未満の者)				
手段・手法(どのように何を提供するか)				
○街頭補導活動による注意・指導・声かけにより、少年の非行を未然に防止する。○青少年に関する学校や家庭での問題、交友関係や非行にわたる相談に対応し解決の力添えを行う。○ピンクチラシ等の撤去を通じての環境浄化活動の実践。				
実施形態※該当選択し○印		<input checked="" type="radio"/> A. 直営 <input type="radio"/> B. 業務委託 <input type="radio"/> C. 国・県補助事業 <input type="radio"/> D. その他()		
委託内容と実施主体				
2 コスト(千円)		平成21年度(決算)	平成22年度(決算)	平成23年度(予算)
支出	事業費	2,283	2,016	2,201
	人件費	4,261	4,261	3,647
	総額	6,544	6,277	5,848
収入	国・県支出金	0	0	0
	市債	0	0	0
	その他特定財源	0	0	0
	一般財源	6,544	6,277	5,848
3 成果		項目	平成21年度	平成22年度
指標①		補導活動回数	249	246
指標②		補導活動への参加補導員数	1530	1477
指標③				
4 現在の実施内容				
平成22年度事業の実績 ○街頭補導活動(補導員数139人) 中央補導55回参加者数469人、地域補導176回923人、理事会補導5回36人、自主補導10回49人 合計246回実施、1477人参加、声かけ人数1321人 ○相談件数335件 ○環境浄化活動 ピンクチラシ撤去枚数274枚 ○実技研修参加者数31人、視察研修参加者31人、講演会参加者31人 ○県補導センター連絡協議会(5団体)協議会4回、研修会1回				
5 今後の課題				
○夜型社会が進行する中で、深夜徘徊で警察に補導される少年の数はここ10年間で6.5倍と急増している。センターが行う補導時間帯と、不良少年が活動する時間とでずれが生じている。 ○補導員の任期は2年であるが、PTAはほとんど1年で交替してしまうため、声かけの要領を得るころには退任してしまう。 ○地域補導については地域が自主的に行っている防犯パトロール的な巡回となっているところもあり、補導活動を理解していない者には負担を感じる事となっている。				
6 比較資料(他市の状況・類似事業等)				
○県補導センター連絡協議会加盟4団体の状況 ○青少年健全育成市民会議・PTAが行っている非行防止パトロール 別添資料①及び③参照				
審議のポイント		・当該事業における非行防止効果。 ・類似事業とのすみ分けは図れるか。		

7 事業の経過、これまでの改善点

○昭和40年代半ばから中高校生による非行の増加が顕著となる中、将来ある少年が非行にはしることを防止し、健全な育成を図るため少年補導センターが設立された。当初、補導活動は非行少年の取締り的な色彩が強く、周囲に補導員であることが分からないように活動していた。しかし、子ども達を取り巻く社会環境、家庭環境の変化により、子ども達が犯罪に巻き込まれる危険性が増加していることから、子ども達を社会全体で見守ることの必要性が生じてきた。そのため、補導活動も手帳に変わり補導員章(ワッペン)や腕章、ベストの着用など、一般市民にもわかるよう啓発的な意味合いも持った「見せる補導」へと変化させた。

○活動時刻については、少年が駅や大型店舗等にいたと思われる時刻になるべく実施できるよう、従来の一律午後4時開始としていたものを、午後5時と午後5時半と開始時刻をずらして行うようにした。また、夜7時と8時からの夜間補導を年5回実施すると共に、怠学児童生徒の声がけに対応するため月1回の午前補導を実施している。

○補導員への謝金については、平成16年度までは1回につき2,000円を支出していたが、ほぼ、同様の内容で活動している県教育委員会所管の学校サポートチームの巡視活動の謝金が800円としていたことから、一般市民1,000円、教員220円(勤務時間内の場合で旅費相当分)に改定した。

○補導員への補導技術向上に向けての研修については、平成15年度より指導者として埼玉県警察少年健全育成ボランティア・アカデミーを招き、ロールプレイングによる声かけ方法などの実践的な訓練を行っている。

○補導活動の実施結果をお知らせすると共に補導活動の趣旨等を啓発するため、毎月「補導だより」を作成し、学校・PTA・警察・補導員等へ配布している(現在319号)。

8 参考資料

- 資料① 県内少年補導センターの設置状況
資料② 平成22年中における少年非行情勢
資料③ 平成22年度中の青少年非行防止パトロールの実績
資料④ 行為別・場所別の声かけ少年数の推移

○今後の検討の方向性

外部評価実施班及び実施日

A 班 平成 23 年 8 月 8 日(月)

事業番号	A-6			
事務事業名称	自治会配布用薬剤購入について			
担当課	環境部 環境衛生課			
設置(実施)根拠等	(法律) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 (条例) 熊谷市アメリカシロヒトリ防除対策実施要綱			
1 事業概要				
事業開始(いつから) 昭和40年代頃				
目的(何のために) 地区住民の衛生害虫駆除活動を援助する				
対象(誰に) 自治会				
手段・手法(どのように何を提供するか) 地区住民の衛生害虫駆除活動の援助として、薬剤を配布する。				
実施形態※該当選択し○印	<input checked="" type="radio"/> A. 直営	<input type="radio"/> B. 業務委託	<input type="radio"/> C. 国・県補助事業	<input type="radio"/> D. その他()
委託内容と実施主体				
2	コスト(千円)	平成21年度(決算)	平成22年度(決算)	平成23年度(予算)
支出	事業費	3,020	2,094	2,127
	人件費	946	676	676
	総額	3,966	2,770	2,803
収入	国・県支出金	0	0	0
	市債	0	0	0
	その他特定財源	0	0	0
	一般財源	3,966	2,770	2,803
3	成果	項目	平成21年度	平成22年度
	指標①	消毒作業実施自治体	110	69
	指標②			
	指標③			
4 現在の実施内容				
平成21年度までは、事前希望調査を行い、希望自治会への薬剤配布をシルバーへ委託していたが、22年度からは事前希望調査は行わず、窓口での申請を受けて職員から配布することとした。				
5 今後の課題				
<ul style="list-style-type: none"> ・薬剤要望自治会数の減少 ・自治会での薬剤使用時の安全対策 ・返品された未使用薬剤の保管処分費 ・薬事法の改正による薬剤配布方法の変更 				
6 比較資料(他市の状況・類似事業等)				
平成21年10月に県内40市の薬剤配布状況を調査。40市のうち18市が配布。そのうち14市が自治会単位での配布を行っている。越谷市では、自治会の環境衛生活動に対し、無償で配布している。事業費用と配布自治会数から見た単価は、H21年度は75,790円(熊谷市は36,055円)。薬剤要望自治会率は53.24%(熊谷市は29.89%)。				
審議のポイント		<ul style="list-style-type: none"> ・環境整備が進歩した現状において、市民ニーズが反映されているか。 ・薬剤配布方法の適否について 		

7 事業の経過、これまでの改善点

配布業務をシルバー人材センターに委託していたが、窓口での受け取りに変更したことで、予算の削減を図れた。また、事前希望を取ることで、駆除の予定もないのにとりあえず薬剤はもらっておくという自治会もあったが、それをなくしたことで、必要とする自治会のみへの配布となった。

8 参考資料

特に無し

○今後の検討の方向性

外部評価実施班及び実施日

A 班 平成 23 年 8 月 8 日(月)

事業番号	A-7			
事務事業名称	にぎわい再生事業			
担当課	産業振興部 商業観光課			
設置(実施)根拠等	(法律) 特になし (条例)			
1 事業概要				
事業開始(いつから)	平成20年度			
目的(何のために)	空き店舗を市民の交流の場とする。			
対象(誰に)	街なかで活動しようとする市民及び街なかに、にぎわいを取り戻そうとする市民			
手段・手法(どのように何を提供するか)	街なかの空き店舗を借り上げ交流の場を提供する。			
実施形態※該当選択し○印	<input checked="" type="radio"/> A. 直営	<input type="radio"/> B. 業務委託	<input type="radio"/> C. 国・県補助事業	<input type="radio"/> D. その他()
委託内容と実施主体	委託発注なし			
2 コスト(千円)	平成21年度(決算)	平成22年度(決算)	平成23年度(予算)	
支出	事業費	2,077	2,089	2,133
	人件費	201	322	322
	総額	2,278	2,411	2,455
収入	国・県支出金	0	0	0
	市債	0	0	0
	その他特定財源	0	0	0
	一般財源	2,278	2,411	2,455
3 成果	項目	平成21年度	平成22年度	
	指標① 借り上げ月数	12	12	
	指標② 店舗での活動日数	167	267	
	指標③			
4 現在の実施内容	<p>平日は原則、毎日開館しており、イベントも定着し、参加者も増えつつある。街なかの人出を創出する手法として、利用者協議会に施設運営を任せ、市民活動を主体に運営されている。イベント主催者、参加者に、たのしい時間を街なかで過ごしてもらっている。運営協力として飲み物を50円で提供する利便を提供しており、その差益と1回300円(目安)の協力金を協議会の会計として、運営雑費に充てている。そのように利用者負担が少ないことで、街なか施設の駐車場がないというデメリットを補っている。</p>			
5 今後の課題	<p>未利用日の土日の利用を検討するとともに、市民の自由な交流場所として、道行く人が気軽に立ち寄れるコミュニティカフェような空間を目指す。</p>			
6 比較資料(他市の状況・類似事業等)	<p>街なかでトイレ等ちょっと立ち寄れる施設の「まちの駅」に似た要素はあるが、それに趣味の活動を加えており比較となるような事業はない</p>			
審議のポイント	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の実施効果について ・同類事業との住み分けについて ・事業の代替性について 			

7 事業の経過、これまでの改善点

平成20年から地元、立正大学及び市民活動団体等で組織した利用者協議会に運営を委任する空き店舗活用事業。大学の立ち上げたインターネット上の地域SNS(ソーシャルネットワークサービス)の実施本部及びそのオフライン集会場とし、そこからネットワークでつながる市民活動団体の活動を事業内容とする。仮オープン時には立正大学による文部科学省補助事業、地域SNS調査研究事業の作業会場として活用された。その後、大学の研究事業が完了になったことに加え、大学と施設間の交通が不便なこともあり学生、大学関係者の利用が減少した。そこで、利用者協議会と協議し、イベントの積極的誘致を図るとともに、イベントがなくても平日をすべて開館する体制を取り、利用促進を図った。イベントがある日は、興味のある人であれば誰でもイベントに加われるようなオープン参加形式を取っている。また、イベントがない日も開館しており誰でも自由に出入りし会話ができるようになっている。この点が市民活動センター、公民館との相違点となっている。

8 参考資料

資料① まちなか交流広場(ピッコロ館)かわら版

○今後の検討の方向性

外部評価実施班及び実施日

A 班 平成 23 年 8 月 9 日(火)

事業番号	A-8			
事務事業名称	シルバー人材センター推進事業			
担当課	産業振興部 商業観光課			
設置(実施)根拠等	(法律) (条例) シルバー人材センター推進事業補助金交付要綱			
1	事業概要			
事業開始(いつから)				
昭和57年4月				
目的(何のために)				
高齢者の就職機会の増大と福祉の増進を図るとともに、高齢者の能力を生かした活力ある地域社会づくりに寄与する。				
対象(誰に)				
高齢者(概ね60歳以上)の就業に関する各種事業を行う社団法人熊谷市シルバー人材センターを支援する。				
手段・手法(どのように何を提供するか)				
(社)全国シルバー人材センター事業協会への賛助会費の負担、熊谷市シルバー人材センターの管理運営経費・高齢者活用子育て支援事業などに対し補助金を交付する。				
実施形態※該当選択し〇印	<input checked="" type="radio"/> A. 直営	<input type="radio"/> B. 業務委託	<input type="radio"/> C. 国・県補助事業	<input type="radio"/> D. その他()
委託内容と実施主体				
2	コスト(千円)	平成21年度(決算)	平成22年度(決算)	平成23年度(予算)
支出	事業費	52,450	50,050	47,050
	人件費	1,080	1,216	1,216
	総額	53,530	51,266	48,266
収入	国・県支出金	0	0	0
	市債	0	0	0
	その他特定財源	0	0	0
	一般財源	53,530	51,266	48,266
3	成果	項目	平成21年度	平成22年度
	指標①	会員数	1,607	1,573
	指標②	契約金額	615,230	624,555
	指標③			
4	現在の実施内容			
(社)熊谷市シルバー人材センターの管理運営経費対し補助金を交付する。				
5	今後の課題			
高齢者の雇用が厳しい情勢の中、高齢者の就業に関する各種事業を行うシルバー人材センターを引き続き支援していく。				
6	比較資料(他市の状況・類似事業等)			
他市と比較しても、契約金額等に対する補助金額の比率などは、同様な状況である。				
審議のポイント	<ul style="list-style-type: none"> ・同センター設立意義と市の役割について ・補助金額の妥当性について 			

7 事業の経過、これまでの改善点

(社)熊谷市シルバー人材センター設立当初から、管理運営経費に対して補助を行ってきている。
平成18年に「経営改善計画の策定」・「配分金にかかる事務費の率の引き上げ」等経営改善の取り組みを申し入れている。
平成18年度からの補助金額については増加傾向にあったが、平成20年度以降は補助金額が減少している。

8 参考資料

資料① 熊谷市シルバー人材センター事業実績
資料② 他市のシルバー人材センター事業状況

○今後の検討の方向性

外部評価実施班及び実施日

A 班 平成 23 年 8 月 9 日(火)

事業番号	A-9			
事務事業名称	「緊急雇用対策」熊谷駅観光案内業務実施事業			
担当課	産業振興部 商業観光課			
設置(実施)根拠等	(法律) 特になし (条例)			
1	事業概要			
事業開始(いつから)				
平成21年度から				
目的(何のために)				
年間を通して観光案内所を設置し、観光情報を提供し、観光客の利便性を図る。				
対象(誰に)				
全ての市民				
手段・手法(どのように何を提供するか)				
熊谷駅連絡所に観光案内所を併設し、観光案内係員を配置、観光客に観光情報の提供を行う。				
実施形態※該当選択し○印	A. 直営	<input checked="" type="radio"/> B. 業務委託	<input checked="" type="radio"/> C. 国・県補助事業	D. その他()
委託内容と実施主体	熊谷駅観光案内業務 委託金額3,654,000円 委託業者名トータルビルサービス株式会社			
2	コスト(千円)	平成21年度(決算)	平成22年度(決算)	平成23年度(予算)
支出	事業費	2,158	3,680	3,684
	人件費	675	675	675
	総額	2,833	4,355	4,359
収入	国・県支出金	2,038	3,654	0
	市債	0	0	0
	その他特定財源	0	0	0
	一般財源	795	701	4,359
3	成果	項目	平成21年度	平成22年度
	指標①	入込観光客	4,364.1千人	4,403.2千人
	指標②	案内実績	4,640件	9,952件
	指標③			
4	現在の実施内容			
熊谷駅連絡所に観光案内所を併設し、観光案内係員を配置、観光客に観光情報の提供を行う。				
5	今後の課題			
平成21年度から23年度の3カ年度は緊急雇用対策事業費県補助金 ふるさと雇用再生基金事業費補助金を充当し事業を実施しているが、補助廃止後も継続して実施する。				
6	比較資料(他市の状況・類似事業等)			
市または観光協会等の団体が観光案内所を設置している市町村がある。				
審議のポイント	<ul style="list-style-type: none"> ・道案内、パンフレットの配布が主な実績の観光案内所の設置が必要であるか。 ・観光案内所の役割と設置の必要性について 			

7 事業の経過、これまでの改善点

熊谷駅観光案内所職員による適切な観光情報の提供を実施するとともに、職員の資質を高めるために研修を実施した。
熊谷PR映画「あついぞ！熊谷」を上映している。

8 参考資料

資料①熊谷駅観光案内所案内実績

○今後の検討の方向性

外部評価実施班及び実施日

A 班 平成 23 年 8 月 9 日(火)

事業番号		A-10		
事務事業名称		排水設備改造資金融資あっせん		
担当課		建設部 下水道課		
設置(実施)根拠等		(法律)下水道法第11条の3第5項 (規則)熊谷市排水設備改造資金の融資あっせん及び利子の補助に関する規則		
1 事業概要				
事業開始(いつから)				
昭和56年4月から熊谷市下水道水洗便所改造資金融資あっせん規則に基づき、水洗便所改造資金融資あっせん制度を開始し、一部名称の改正を経て平成9年4月1日の改正により、利子の補助が加えられた。				
目的(何のために)				
既設の便所その他の設備を下水道接続する目的で改造する場合に資金を金融機関に融資あっせんするだけでなく、融資額にかかる利子の一部を補助することにより、水洗化の普及促進を図ることを目的とする。				
対象(誰に)				
排水設備を改造する工事費が10万円以上50万円まで、集合住宅については150万円までの者。				
手段・手法(どのように何を提供するか)				
金融機関に融資をあっせんし、公共下水道の供用開始から3年以内に改造工事を完了し、かつ当該貸付けの償還を完了した者に対し、利子の補助(80%)を行う。(例50万円融資を受けた場合 利子額31,216円 補助額24,000円)				
実施形態※該当選択し○印		A. 直営 B. 業務委託 C. 国・県補助事業 D. その他()		
委託内容と実施主体				
2 コスト(千円)				
		平成21年度(決算)	平成22年度(決算)	平成23年度(予算)
支出	事業費	400	556	2,000
	人件費	80	134	268
	総額	480	690	2,268
収入	国・県支出金	0	0	0
	市債	0	0	0
	その他特定財源	0	0	0
	一般財源	480	690	2,268
3 成果		項目	平成21年度	平成22年度
		指標①	水洗化率	92.10%
		指標②		
		指標③		
4 現在の実施内容				
平成21年度までに2名、平成22年度に新たに1名が利用を開始した。 現在計3名がこの制度を利用しており、その内2名が利子の80%を補助を受けることができる対象者である。 (H24・H25・H26) 完済予定				
5 今後の課題				
現在3名がこの制度を利用している。今後利用者を増やしていくことが課題である。				
6 比較資料(他市の状況・類似事業等)				
この制度は、既設の便所その他の設備を改造しようとするものに対し、少しでも経済的な負担を軽減させ水洗化人口率の向上を目的としている。				
行田市 50万円まで(市の貸付)連帯保証人2名 桶川市 50万円まで(集合住宅200万円まで)連帯保証人1名 鴻巣市 1件50万円まで(4件まで)連帯保証人不要 北本市 1件50万円まで(3件まで)連帯保証人1名 深谷市 100万円まで連帯保証人金融機関が必要とした場合1名				
審議のポイント		<ul style="list-style-type: none"> ・事業の実施効果について ・排水設備改造資金融資あっせんのあり方について 		

7 事業の経過、これまでの改善点

昭和56年当時、下水道整備の進捗に伴い供用処理開始地区においても、資金不足など理由から下水道に接続していない世帯が多く見受けられたため、市民の経済的な負担を少しでも軽減させるため熊谷市水洗便所改造資金融資あっせん規則が施行され、水洗便所改造資金融資あっせん制度が開始された。昭和62年に貸付利率を「5%」から「4%」平成2年に「水洗便所」を「排水設備」に一部名称の改正を経て、平成6年に貸付利率を「4%」から「3%」に改正され、さらに平成9年には、融資にかかる利子の補助が加えられた。現在「熊谷市排水設備改造資金の融資あっせん及び利子の補助に関する規則」が施行されており、多くの市民(対象者)がこの制度を利用し、改造工事が行われれば水洗化率向上が見込まれる。

8 参考資料

資料① 「排水設備を作ろう」

○今後の検討の方向性

外部評価実施班及び実施日

A 班 平成 23 年 8 月 9 日(火)

事業番号		A-11		
事務事業名称		育英資金貸付事業		
担当課		教育総務課		
設置(実施)根拠等		(法律) (条例) 熊谷市育英資金貸付に関する条例		
1 事業概要				
事業開始(いつから)				
昭和39年4月1日				
目的(何のために)				
高等学校・大学等への進学が経済的理由により困難な者に対し学資を貸与し、進学を可能としその才能を育成する。				
対象(誰に)				
高等学校以上の学校へ入学する市民				
手段・手法(どのように何を提供するか)				
本人からの申請に基づく。選考にあたっては、審査会(年1回)で審査し決定する。 貸与決定者には、高等学校程度 15,000円/月、大学程度 30,000円/月を、最低修学年限まで貸与する。				
実施形態※該当選択し○印		<input checked="" type="radio"/> A. 直営 <input type="radio"/> B. 業務委託 <input type="radio"/> C. 国・県補助事業 <input type="radio"/> D. その他()		
委託内容と実施主体				
2 コスト(千円)		平成21年度(決算)	平成22年度(決算)	平成23年度(予算)
支出	事業費	5662	9015	8015
	人件費	1351	1351	1351
	総額	7013	10366	9366
収入	国・県支出金			
	市債			
	その他特定財源	322	11	15
	一般財源	6691	10355	9351
3 成果		項目	平成21年度	平成22年度
	指標①	育英資金貸付金額	28,005千円	29,160千円
	指標②	育英資金被貸与者	84人	87人
	指標③			
4 現在の実施内容				
平成21年度は、平成21年4月20日に貸付審査会を開き、新規認定者を決定。新規認定者及び継続貸与者に対し、4月・7月・10月・1月の4半期に分け貸与を行った。また、平成22年度は、平成22年4月19日に貸付審査会を開き、新規認定者を決定。新規認定者及び継続貸与者に対し、4月・7月・10月・1月の4半期に分け貸与を行った。 また、返済者については、該当する者に納付書を送付し、定期的な返済を進めた。返済の滞っている者に対しては、電話督促、催告通知等送付し、早期返済を促した。				
5 今後の課題				
・景気あるいは経済事情の悪化に伴い、返済滞納額が上昇しており、基金運営に支障をきたしている状況				
6 比較資料(他市の状況・類似事業等)				
県内においては、平成22年5月現在で32市が奨学金事業を行っており、そのうち、貸与によるものが26市、給与するものが3市、貸与及び給与制度が並立しているものが3市であった。				
審議のポイント		・市として奨学金制度を実施する妥当性 ・返済金滞納に対する効率的な回収環境の確保		

7 事業の経過、これまでの改善点

高度成長期の昭和39年度から、経済格差のある市民に対し等しく就学機会を設けるという考え方のもと導入された制度である。

これまで多くの市民に対し奨学金を貸与し、かつ返済金を受け基金環境を安定させることで、その才能を育成するという目的を達成してきたが、平成に入り、社会情勢あるいは経済状況の悪化により、あるいは貸与した者のモラルの欠如により、返済金の滞納が増加してきた。

これに対し、電話督促、催告状の送付などを行い、滞納額の減少に少なからず努力してきたが、近年滞納額が上昇している状況にある。

このため、平成23年2月から、保証人である保護者に対しても催告を送付することとし、それに対して一定の効果はあるものの、引き続き滞納整理に向けた取り組みが必要なものとする。

8 参考資料

- 資料①熊谷市育英資金貸付に関する条例
- 資料②熊谷市育英資金貸付に関する条例施行規則
- 資料③熊谷市入学準備金・育英資金貸付審査会規定
- 資料④熊谷市育英資金奨学生募集要項

○今後の検討の方向性

外部評価実施班及び実施日

A 班 平成 23 年 8 月 9 日(火)

事業番号		A-12		
事務事業名称		芸術文化育成事業〔熊谷市文化振興財団に対する補助金〕		
担当課		教育委員会 社会教育課		
設置(実施)根拠等		(法律) (条例) 熊谷市補助金等の交付手続等に関する規則		
1 事業概要				
事業開始(いつから) 平成9年度				
目的(何のために) 熊谷市文化振興財団が行う、市と密接な関連を有する事業への費用を援助する。				
対象(誰に) 熊谷市文化振興財団				
手段・手法(どのように何を提供するか) 熊谷市文化振興財団からの申請に基づき、年4期分割で補助金を交付する。				
実施形態※該当選択し○印		<input checked="" type="radio"/> A. 直営 <input type="radio"/> B. 業務委託 <input type="radio"/> C. 国・県補助事業 <input type="radio"/> D. その他()		
委託内容と実施主体				
2	コスト(千円)	平成21年度(決算)	平成22年度(決算)	平成23年度(予算)
支出	事業費	31,488	31,547	27,456
	人件費	33	33	33
	総額	31,521	31,580	27,489
収入	国・県支出金	0	0	0
	市債	0	0	0
	その他特定財源	0	0	0
	一般財源	31,521	31,580	27,489
3	成果	項目	平成21年度	平成22年度
	指標①			
	指標②			
	指標③			
4 現在の実施内容 財団が実施する文化振興事業は、市民が質の高い芸術文化に触れ、自らが活動に参加する機会の提供に寄与しているため、本市の文化振興という公益上の必要性から、事業実施に伴う経費について補助を行う。				
5 今後の課題 熊谷市文化振興財団の自主的な運営について				
6 比較資料(他市の状況・類似事業等)				
審議のポイント		<ul style="list-style-type: none"> ・財団と市との人的な支援について ・文化振興に対する市の役割 ・今後の財団への支援のあり方について 		

7 事業の経過、これまでの改善点

熊谷文化創造館は平成9年度の開館時から熊谷市文化振興財団が管理を行っており、平成18年度からは指定管理者制度を導入し、財団と協定を締結している。
市からの派遣職員は平成23年度に4名から3名の1名減とした。

8 参考資料

特に無し

○今後の検討の方向性

外部評価実施班及び実施日

A 班 平成 23 年 8 月 9 日(火)